

ウェルカムバック（Welcome Back）制度取扱規定

（目 的）

第1条 この制度は、結婚、出産、育児、介護、配偶者の転勤などの諸事情により自己都合で退職した職員を、再び雇用しやすい環境を整えることにより、これまで事業団で培った知識やスキルを有する人材を迎え入れ、雇用後も安心して働くことのできる環境づくりと多様な働き方を支援することを目的としています。

（対象者）

第2条 この制度の対象者は、50歳未満かつ退職後10年未満の者とする。

（雇用形態）

第3条 常勤の正規職員として雇用する。

（募 集）

第4条 募集期間は通年とするが、選考及び採用時期は個別協議とする。また、募集手続きに関しては、法人事務局または各事業所に指定された様式（身上調書）をもって申請する。

（選 考）

第5条 選考にあたっては、面接及び在職時の勤務評定等により採用を決定する。

（待 遇）

第6条 北海道社会福祉事業団就業規則及び諸規程によるものとする。

（初任給格付）

第7条 退職時の基本給（等級号俸または退職時の給料月額に相当する額）と、当事業団の給与規程で定める格付基準とを比較し、優位となる方を初任給格付けとする。

（換算年数）

第8条 再雇用前の勤務年数及び有給休暇等は通算されない。

（人事異動）

第9条 事業団は、業務上必要がある場合に、職員に対して就業する場所及び従事する業務の変更を命ずることがある。

2 職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

（補 則）

第10条 この規定により難しい場合または必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この規定は、平成30年3月1日から施行する。